

鳥取市地域内情報伝達設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域内情報伝達設備整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、地域内の情報伝達手段として地域内情報伝達設備を整備しようとする町内会に対し、その整備に要する費用の一部を補助することにより、地域コミュニティの維持・強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の2第1項に規定する地縁に基づいて形成された団体で、鳥取市自治連合会に加盟している団体をいう。
- (2) 地域内情報伝達設備 地域コミュニティ活動を円滑に行うため、日頃の身近な情報を音声で共有するための設備をいう。
- (3) 音声告知専用端末機器設置事業 ケーブルテレビ網を利用して、町内会からの音声告知放送を自動的に受信することができる専用の端末機器を整備する事業（スマートフォン等の携帯電話、タブレット等の端末機器の整備は対象外とする。）をいう。
- (4) 有線放送設備設置事業 屋内（市長が認める場合は、屋外を含む。）に設置した有線放送設備を使用し、町内会放送を行うための設備、及び受信設備を整備する事業をいう。
- (5) 地域無線システム設置事業 屋内（市長が認める場合は、屋外を含む。）に設置した地域無線機器を使用し、町内会放送を行うための設備、及び受信設備を整備する事業をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げるもののうち、いずれか1つとする。ただし、次条第2項第3号に定める場合を除く。

(補助対象者等)

第5条 本補助金の対象となる者は、町内会加入世帯のおおむね8割以上の世帯が補助対象事業に取り組む町内会とする。ただし、運用している地域内情報伝達設備の老朽化等により新たに整備を行う町内会についてはこの限りでない。

2 本補助金の申請は、次の場合を除いて、第12条の事業実施期間内に1町内会1回限りとする。

- (1) 音声告知専用端末機器設置事業において、申請後に町内会の会員内で新規設置者が追加で出た場合
- (2) 音声告知専用端末機器設置事業において、端末機器のレンタル（レンタルに係る使用月数は、交付決定を受けた日が属する月から60月を限度とする。）を事業実施期間内に継続して行う場合

(3) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に、音声告知専用端末機器設置事業を完了した者が、有線放送設備設置事業又は地域無線システム設置事業の実施を希望する場合

(補助対象経費)

第6条 本補助金の経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金の額は、補助対象事業ごとに補助対象経費に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額(同表第4欄に掲げる額を上限とする。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請等の手続き)

第8条 規則第4条第4号に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式及び次の各号に掲げる書類とする。

(1) 音声告知専用端末機器設置事業

ア 見積書(買取の場合とレンタルの場合両方)

イ 仕様書

ウ 音声告知専用端末を整備する町内会加入世帯の申込状況が分かる書類

(2) 音声告知専用端末機器設置事業以外の事業

ア 見積書

イ 仕様書

ウ 放送設備等の設置予定箇所がわかる図面

エ 管理運営規程(案)

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(3) 補助対象事業を2以上の町内会が合同で実施する場合におけるその構成町内会の変更
(概算払い)

第10条 本補助金は、規則第11条ただし書きの規定により、市長が必要と認めるものとし、概算払いにより交付できるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1月を越えない日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式及び次の各号に掲げる書類とする。

(1) 音声告知専用端末機器設置事業の場合は、音声告知専用端末を整備した町内会加入世帯が分かる書類

(2) 音声告知専用端末機器設置事業以外の場合は、放送設備等の設置箇所がわかる書類及び図面

(事業実施期間)

第12条 補助対象事業の実施期間は、平成29年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(財産の処分制限)

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあつては5年とし、同令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第14条 本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあつたときは、当該収入があつたことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(音声告知専用端末機器設置事業の取扱いに関する特例)

2 この要綱の施行の前日において、市長があらかじめ必要と認めて音声告知専用端末機器設置事業を実施したものにあっては、同要綱の規定の例により行われたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日をもって失効する。ただし、同日までにこの要綱に基づき既になされた交付決定に係る補助金に関しては、この要綱の失効後も、引き続き効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月12日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 上限補助額
(1) 音声告知専用端末機器設置事業	(1) 端末機器購入の場合(1世帯当たり) 音声告知専用端末機器の購入費及びこれらの設置に要する標準的工事費から10,000円を差し引いたもの	10分の10	1町内会につき、音声告知専用端末機器等を購入設置した世帯数（町内会が管理する集会所等の共同設備を含む。以下この表において同じ。）に次の額を乗じた額 (1) 日本海ケーブルネットワークエリアの場合 ア 交付決定日が令和元年9月30日以前のもの 19,160円 イ 交付決定日が令和元年10月1日以後のもの 19,700円 (2) 鳥取テレトピアエリアの場合 ア 交付決定日が令和元年9月30日以前のもの 36,980円 イ 交付決定日が令和元年10月1日以後のもの 37,850円
	(3) 端末機器レンタルの場合(1世帯当たり) 音声告知専用端末機器のレンタル料		(1) 機器利用が令和元年9月30日以前のもの 1町内会につき、音声告知専用端末機器等をレンタル設置した世帯数に324円を乗じた額にレンタルに係る使用月数を乗じた額 (2) 機器利用が令和元年10月1日以後のもの 1町内会につき、音声告知専用端末機器等をレンタル設置した世帯数に330円を乗じた額にレンタルに係る使用月数を乗じた額
(2) 有線放送設備設置事業	スピーカー、放送卓、アンプ、マイク、ケーブル、ポール、非常用電源等の設備の設置経費等	2分の1	1町内会につき 2,500,000円
(3) 地域無線システム設置事業	戸別受信機、放送卓、アンプ、マイク、アンテナ、非常用電源等の設備の設置経費等	2分の1	1町内会につき 2,500,000円

別記様式（第8条、第11条関係）

鳥取市地域内情報伝達設備整備事業補助金事業計画（実績報告）書
（音声告知専用端末機器設置事業・有線放送設備設置事業・地域無線システム設置事業）

1 町内会等

町内会等の 名称		代表者肩書 氏名	
代表者住所 〒 鳥取市		町内会加入世帯数	世帯
		本補助事業を利用 する世帯数	世帯
電話番号	固定（ ）	—	携帯 — —

2 事業計画（実績）

事業時期	年 月 日 ~ 年 月 日
事業場所	
事業内容	

3 収支予算（決算）

①収入の部

費目	金額(円)	内訳
補助金		鳥取市地域内情報伝達設備整備事業補助金
自己資金		
その他		
合計		

②支出の部

費目	金額(円)	内訳
合計		

※ 経費内訳のわかる見積書等（コピー可）を添付してください。